

下水道使用料改定案について

パブリックコメント資料

安全・安心で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供するために

【募集期間】

令和7年7月7日～8月12日

I はじめに

1 下水道の役割

我が国の下水道事業は、当初、雨水及び汚水を排除することを目的として事業を開始しました。その後、昭和 45 年の下水道法改正において、公共用水域の水質保全が目的に追加され、現在は、「浸水防除」、「公衆衛生の向上」及び「公共用水域の水質保全」を目的として事業が実施されています。

下水道の具体的な役割は次のとおりです。

街を浸水から守る

市街地の雨をすみやかに排除し、私たちの暮らしを守ることにも下水道の大きな役割です。道路等に雨水が溜まり水浸しにならないよう、素早く排水します。

街を清潔にする

下水道が整備されることで汚水が側溝や河川等に直接流れなくなるため、街が清潔に保たれ、ハエ・蚊等の害虫や悪臭の発生も防ぐことができます。

身近な環境を守る

下水処理場でさまざまな処理を行いきれいになった水は、消毒して川や海に戻します。

2 下水道事業の原則

公営企業の経営原則は、「企業性（経済性）の発揮」と「公共の福祉の増進」の 2 つを基本としています（地方公営企業法第 3 条）。また、経営に必要な経費は、経営に伴う収入（料金等）で賄う「独立採算制」が原則とされています。

（1）独立採算の原則

下水道事業は、水道事業や病院事業などとともに、地方財政法上の公営企業として位置付けられており、使用者から徴収した使用料で経費を賄い経営を行う、独立採算制をとることが原則となっています。

また、地方公営企業法第 21 条では、料金は妥当で適正な原価とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないと定められており、下水道法第 20 条では、使用料は下水道の使用者に費用を公平に負担していただき、適正な原価の範囲内で定めるとされています。

(2) 経費負担の原則

下水道事業で発生する経費については、雨水に係る経費は一般会計繰入金などの公費、汚水に係る経費は私費である使用料を充てるという原則があり、これを「経費負担の原則」といいます（地方公営企業法第17条の2）。

① 雨水の処理に係る経費

雨水は自然現象によるもので原因者が特定できないこと、また、雨水を排除することによって浸水を防ぐことなど、市民全体に等しく利益があることから、市税である一般会計繰入金などで負担することとなっています。

② 汚水の処理に係る経費

汚水は原因者を特定でき、汚水の排除によって得られる利益は使用者が快適で衛生的な生活を送れるようになるという点で、受益の範囲は限定されます。このことから、汚水の排除に係る経費については、使用者から徴収した使用料で負担することとなっています。ただし、汚水の中でも不明水の処理に関する経費や分流式下水道等に要する経費などは、整備により多くの市民に利益が発生するという下水道の公共的役割を考慮して、公費負担とされています。

Ⅱ 逗子市の下水道事業

1 逗子市公共下水道事業の概要

逗子市公共下水道事業は、昭和47年の供用開始以来、50年以上を経過し老朽化が深刻になっています。

■事業概要

※令和7年3月末時点

事業	公共下水道事業
供用開始年月日	昭和47年4月1日
法適用年月日	平成31年4月1日
下水道人口普及率	100.0%
水洗化率	99.0%
処理場数/処理区数	1

また、令和元年度に地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行したことで「経営の見える化」がなされました。そのことで逗子市は赤字が顕著化され、令和4年度に17年ぶりに使用料を改定し、一定の効果はあったものの、人口減少に伴う使用料収入の減少や、物価上昇による経費の増加等により、令和5年度決算において、約4億6,400万円の累積欠損金¹が発生している

¹ 累積欠損金：過去に出した赤字が積み重なった状態を指します。逗子市においては公営企業会計へ移行した令和元年度以降に、積み重なった「赤字の合計」です。

状態です。

■令和元年度からの使用料収入と累積欠損金の推移（単位：千円）

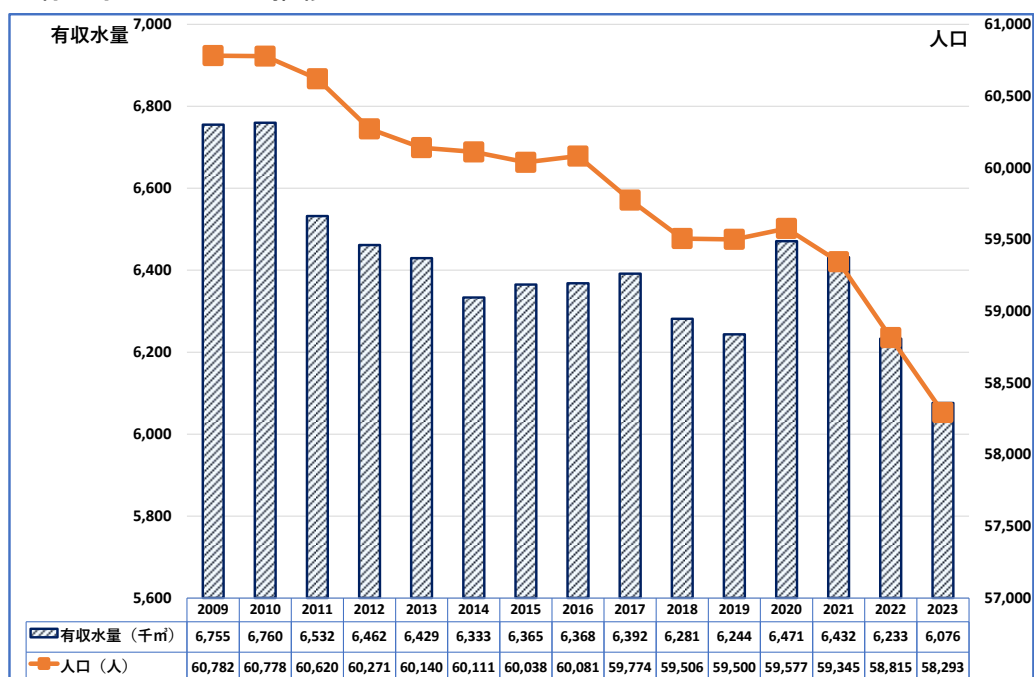
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料収入	639,220	703,940	650,073	734,941	757,502
単年度赤字	136,636	105,590	90,840	42,695	87,855
累積欠損金	136,636	242,226	333,066	375,761	463,616

2 人口と有収水量²の減少

過去15年間で本市の下水道処理区域内人口は平成21年度をピークに令和5年度まで約4.1%、2,489人の減少となっています。

有収水量はコロナウイルス対策による巣ごもり需要により一時的に増加しているものの、全体的には減少傾向となっています。

■有収水量と人口の推移



3 物価上昇等による経費増加

過去3年間で経常費用は増加傾向となっています。処理場の包括委託による経費削減や機器更新時に省エネ機器を導入するなど、支出の削減に努めてはいますが、特に物価上昇を受けやすい動力費は令和3年度と令和5年度を比較すると約31.7%上昇しています。

² 有収水量：処理された汚水のうち、使用料徴収の対象となった水量を指します。

■経常費用・動力費・材料費の推移

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常費用（千円）	1,797,410	1,805,747	1,836,865
うち動力費（千円）	71,566	99,567	94,234
うち材料費（千円）	2,279	3,235	3,703

4 令和5年度決算に基づく主な経営指標の現状

令和5年度の本市下水道事業の経営指標と同規模経営環境である類似団体の経営指標は、以下のとおりです。

■主な経営指標

経営指標	逗子市	類似団体（令和5年度）※
(1) 経常収支比率	95.22%	106.65%
(2) 累積欠損金比率	47.59%	6.74%
(3) 経費回収率	83.07%	92.66%
(4) 汚水処理原価	150.09 円	139.12 円

※類似団体とは、処理区域内人口、処理区域内人口密度、供用開始後年数等で区分したときに本市の経営と同規模である団体をいいます。

【指標の解説】

(1) 経常収支比率：経常収益／経常費用×100（％）

100％を基準とし、単年度決算が赤字か黒字かを示しています。

【本市の状況】100％を下回っており、単年度赤字であることを示しています。

(2) 累積欠損金比率：当年度未処理欠損金／（営業収益－受託工事収益）×100（％）

0％を基準とし、当年度の収入に対して前年度からの累積した欠損金がどのくらいあるかを示しています。0％に近づくほど累積欠損金が少ないことを示します。

【本市の状況】類似団体と比較して非常に大きな値となっていることから、補填のできない欠損金が積みあがっていることが分かります。

(3) 経費回収率：下水道使用料／汚水処理費（公費負担分を除く）×100（％）

100％を基準として、使用料で賄うべき経費をどの程度賄えているかを示しています。

【本市の状況】100％を下回っており、かつ類似団体の数値よりも低くなっていることから、類似団体以上に必要経費を使用料で賄えていないことが分かります。

(4) 汚水処理原価：汚水処理費／年間有収水量（㎡）

使用料収入の対象となる水量1㎡あたりの経費（汚水を処理する費用）がいくらかったかを示しています。いくらが妥当であるという明確な基準はありませんが、類似団体や近隣市町との比較によって適正化を図ることとされています。

【本市の状況】類似団体の中でも、下水道事業への着手が早いため、類似団体と比較し、多くの施設を保有しており、減価償却費が高額であることが影響しています。

5 経営の基本方針

前述のような現状に対して、効率的で持続可能な下水道事業の実現に向けて経営戦略を改定した令和5年度以降、以下の経営の基本方針を設定しています。

経営の 基本方針

安全・安心で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供する

また、この基本方針を実現するために、具体的に次の8つの方針を設定しています。

8 つ の 経 営 方 針	経 営 方 針 ①	経常収支比率 100%の達成
	経 営 方 針 ②	経費回収率 100%の達成
	経 営 方 針 ③	累積欠損金の解消
	経 営 方 針 ④	適切で計画的な事業執行
	経 営 方 針 ⑤	弾力的な下水道使用料の見直し
	経 営 方 針 ⑥	効率的な投資
	経 営 方 針 ⑦	下水道事業の理解促進
	経 営 方 針 ⑧	人材の育成

6 今後の見通し

今後の経営においても、人口減少による使用料収入の減少や物価上昇による費用増加が加速することが懸念されます。逗子市は他市と比較し早期に下水道事業に着手したことから、老朽化も深刻で、安定的にサービスを提供し続けるためには管路の点検などの維持管理や、耐用年数を超えた施設の突発的な不具合に伴う修繕などに対応するための財源の確保が重要となってきます。

このため、「経費負担の原則」に基づき、汚水処理にかかる費用を使用料（私費）で賄う方針のもと、使用料の改定が必要と判断しました。

Ⅲ 下水道使用料改定について

1 使用料改定案

（１）改定時期について

改定時期は令和8年7月1日施行

（２）使用料改定率

経営の基本方針には、「経常収支比率 100%の達成」、「経費回収率 100%の達成」及び「累積欠損金の解消」の3つの数値目標を掲げています。

これに向けて令和9年度に「経常収支比率 100%の達成」及び「経費回収率 100%の達成」を実現するために、今回の改定では改定率 140%が必要と判断しました。

(3) 使用料改定案

受益者の急激な負担増を回避し、受益者間の負担の公平性を勘案した結果、基盤の安定につながる「基本使用料（基本額）」については 221 円の引き上げを行い 900 円（税抜き）とし、「従量使用料（加算額）」については、水量区分は現状を維持し、1 m³当たり 35～240 円の引き上げとなります。改定後の水量区分別の従量単価は次のとおりです。

■改定後の使用料（税抜き）

区分		1 月当たりの排除汚水量	現行額	改定案	増加額	増加率
一般 汚 水	基本額	8 立方メートルまでの分	679 円	900 円	221 円	132.5%
	加算額 1 立方 メートル につき	8 立方メートルを超え 15 立方メートルまでの分	104 円	139 円	35 円	133.7%
		15 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの分	109 円	145 円	36 円	133.0%
		20 立方メートルを超え 25 立方メートルまでの分	132 円	180 円	48 円	136.4%
		25 立方メートルを超え 30 立方メートルまでの分	150 円	210 円	60 円	140.0%
		30 立方メートルを超え 40 立方メートルまでの分	154 円	221 円	67 円	143.5%
		40 立方メートルを超え 50 立方メートルまでの分	185 円	271 円	86 円	146.5%
		50 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの分	203 円	305 円	102 円	150.2%
		100 立方メートルを超え 500 立方メートルまでの分	229 円	349 円	120 円	152.4%
		500 立方メートルを超え 5,000 立方メートルまでの分	266 円	411 円	145 円	154.5%
		5,000 立方メートルを超え 10,000 立方メートルまでの分	281 円	441 円	160 円	156.9%
		10,000 立方メートルを超える分	343 円	583 円	240 円	170.0%

本市における下水道使用料は、一般家庭が使用者の大半を占めるため、従量使用料の検討にあたっては、一般家庭への負担を考慮し、使用水量が比較的少ない使用者の改定率を低く、使用水量が多い使用者ほど改定率が高くなるように単価を設定しました。

■一般家庭 1 か月あたり 20 m³の改定後の使用料（税抜き）

基本使用料	679円 (8m ³)	基本使用料	900円 (8m ³)	
従量使用料	728円 (7m ³ ×104円)	従量使用料	973円 (7m ³ ×139円)	
	545円 (5m ³ ×109円)		725円 (5m ³ ×145円)	
合 計	1,952円	合 計	2,598円	差額 646 円

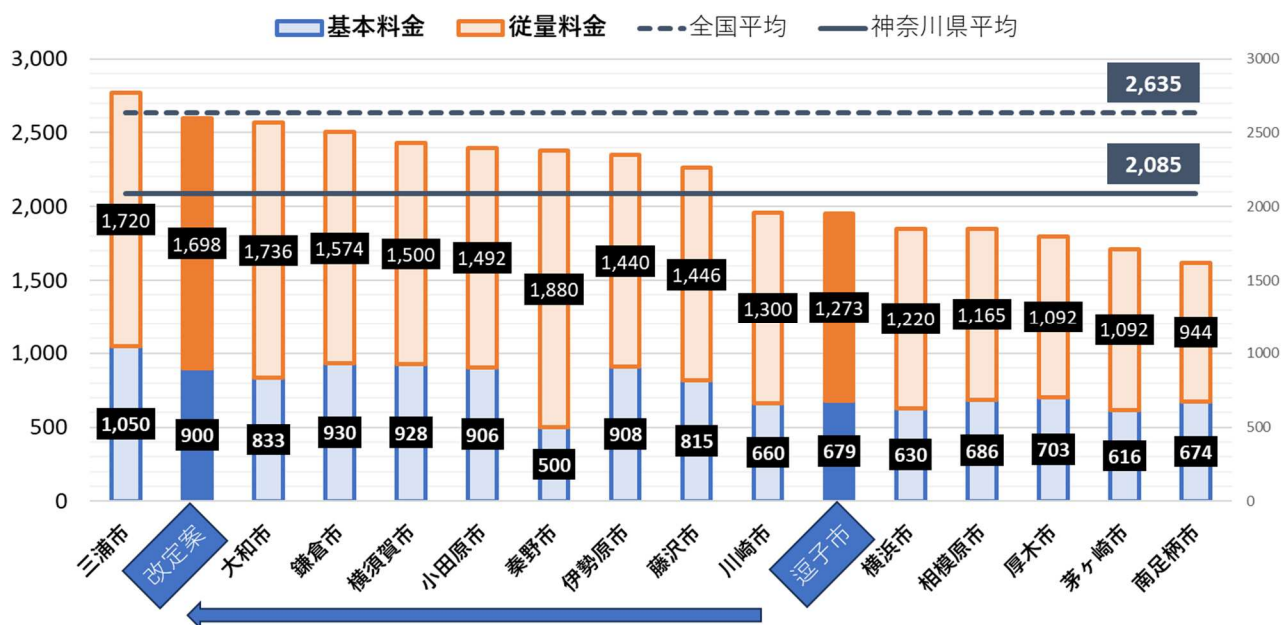
■使用水量別の2か月分使用料新旧表（税抜き・単位：円）

	10㎡	25㎡	35㎡	40㎡	50㎡	100㎡	300㎡	1,500㎡	3,000㎡	30,000㎡
現状の料金体系	1,358	2,294	3,359	3,904	5,224	13,504	56,704	350,004	749,004	8,851,004
改定後の料金体系	1,800	3,051	4,471	5,196	6,996	18,936	84,336	534,136	1,150,636	14,267,636
増加額	442	757	1,112	1,292	1,772	5,432	27,632	184,132	401,632	5,416,632
増加率	132.5%	133.0%	133.1%	133.1%	133.9%	140.2%	148.7%	152.6%	153.6%	161.2%
目安	単身世帯	大人2人	大人2人 小学生1人 幼児1人	大人3人	大人2人 高校生1人 中学生1人	飲食店	食品加工業	小売店	特養	米軍住宅

※下水道使用料は基本2か月に一回、水道料金と共に県水道局より請求されます。実際には上記金額に消費税が加算されます。また、上記の目安は、各世帯や企業等の状況に基づき推測した使用水量となります。

※特別養護老人ホーム（特養）は、表示金額から40%の減免が適用されます。

【参考：県内市1か月20㎡あたりの下水道使用料比較】（税抜き・単位：円）



※各自治体の金額は令和7年7月7日現在に数値です。

※全国平均は「令和5年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要（総務省）」から抜粋しています。神奈川県平均については、「令和5年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要（総務省）」から直近で改定があった自治体の数値を反映させています。

（４）減免の廃止について（生活保護の減免廃止）

生活保護法の規定に基づく生活保護を受けている世帯については、申請に基づき、使用料の100%を減免としていましたが、生活保護の制度では、生活扶助費の第2類費で「光熱水費が含まれている」とされており、また、全国的に減免廃止の方向にあることから、逗子市においても今回の改定に合わせて廃止します。

IV 使用料改定の効果

使用料改定を行うことで、令和9年度決算において黒字に転じる見込みです。効果額としては以下のとおりとし、令和9年度決算において、結果の検証を行います。

■使用料改定による効果

年度	経常収支比率 (%)	経費回収率 (%)	使用料収入 (千円)	汚水処理費 (千円)	累積欠損金 (千円)
2023年度(令和5年度) 実績	95.2	83.1	757,502	911,915	▲463,616
2027年度(令和9年度) 予測	102.3	103.8	1,054,131	1,015,844	▲618,594

また、経営戦略においては、累積欠損金の解消をするために、令和11年度に再度改定することとしていますが、その際は維持管理に係る経費の見直しに努め、社会情勢や物価上昇等を考慮し、慎重に検討します。

さらに、使用料収入の増加等により利益を積み立てることができれば、改築工事等の建設改良費に充当することができ、将来にわたり安全・安心で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供することが可能となります。

【参考】今後のスケジュール（※予定につき実際のスケジュールと異なる場合があります。）

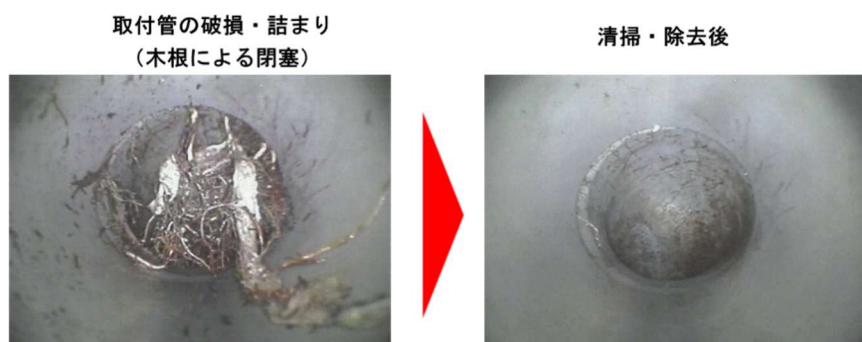
- ・令和7年12月 議会提案
- ・令和8年1月～令和8年6月 周知
市ホームページや広報ずしでの周知のほか、検針時のチラシの配布等により周知を図ります。
- ・令和8年7月1日 改定
検針期間が改定日をまたぐ場合は日割り計算となります。検針後、順次請求となります。

【参考】使用料が充てられている事業について

下記は実際に逗子市で行われている維持管理事業の事例です。皆様からいただいた使用料で安全・安心で快適な下水道サービスを提供することが実現されています。

■逗子市が実施する維持管理工事等

＜取付管の交換・清掃＞



＜マンホール内の清掃＞



＜マンホール補修工事＞

